

○松浦市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

平成18年1月1日

告示第70号

改正 平成19年3月29日告示第24号

平成20年7月14日告示第129号

令和2年3月23日告示第30号

令和4年9月28日告示第145号

(趣旨)

第1条 この告示は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽設置整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、松浦市補助金等交付規則（平成18年松浦市規則第35号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この告示の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この告示における浄化槽とは、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90パーセント以上、放流水のBOD20ミリグラム／リットル（日間平均値）以下の機能を有するものをいう。

(補助金の対象)

第3条 市長の定める地域内において、浄化槽（国庫補助指針の適用を受ける浄化槽にあつては、国庫補助指針に適合するものとする。）を設置しようとする者に対して、循環型社会形成推進交付金（浄化槽設置整備事業実施要綱（平成6年10月20日衛浄第65環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知別紙））並びに長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）及び長崎県環境部関係補助金等交付要綱（長崎県告示第460号の8）に基づき、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 浄化槽法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認を受けずに浄化槽を設置する者
- (2) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者
- (3) 処理対象人員が、50人を超える浄化槽を設置する者
- (4) 松浦市下水道事業の設置等に関する条例（平成18年松浦市条例第153号）第2条第

2項に定める区域内に浄化槽を設置しようとする者

- (5) 集落排水事業の供用開始の告示のあった区域内に浄化槽を設置しようとする者
(補助金の額)

第4条 補助金の額は、1基につき次に定める額とする。

- (1) 5人槽 332,000円
(2) 6～7人槽 414,000円
(3) 8～50人槽 548,000円
(4) 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に伴う宅内配管工事費 300,000円
(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第4条に定める交付申請書にかかわらず、松浦市浄化槽設置整備事業補助金交付申請書(様式第1号)に次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
(2) 設置場所の案内図
(3) 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
(4) 設置工事に係る見積書の写し及び単独処理浄化槽からの転換に伴う宅内配管工事を実施する場合は、その見積書の写し
(5) 処理対象人数が10人槽以下の場合、浄化槽登録書及び登録浄化槽管理票(C)票
(6) その他、市長が必要と認める書類

2 規則第4条に定める申請書を提出できる時期は、当該浄化槽設置工事着工日前日までとする。

3 やむを得ない理由により、前項の時期までに申請書を提出できなかった場合は、遅延理由書を市長に提出しなければならない。ただし、浄化槽設置工事が完成した後には、交付の申請はできないものとする。

(交付の条件)

第6条 規則第6条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象者は、申請をした年の年度末までに補助事業を完了しなければならない。
ただし、上記の期限までに補助事業を完了することができないときは、あらかじめ市長に届け出て、その承認を受けなければならない。
(2) 補助対象者は、次のいずれかに該当する場合は、変更承認申請書(様式第2号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

ア 補助事業の内容を変更しようとするとき。

イ 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。

(実績報告)

第7条 規則第13条の規定による実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとし、その提出期限は事業の完了した日から30日以内の当該年度中とする。

(1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）

(2) 浄化槽法定検査依頼書の写し

(3) その他、市長が必要と認める書類

(工事状況の確認)

第8条 市長は、補助事業を適正に執行するため、浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認する。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の松浦市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成3年松浦市告示第9号）又は福島町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成5年福島町告示第1号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

3 合併前の鷹島町の区域においては、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成19年告示第24号）

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年告示第129号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和2年3月23日告示第30号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和4年9月28日告示第145号）

この告示は、告示の日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

松浦市長 様

申請者 住所
氏名

年度松浦市浄化槽設置整備事業補助金交付申請書

年度において、浄化槽を設置したいので、松浦市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

1 設置場所	
2 交付申請額	金 円
3 住宅等所有者	1 本人 2 共有(人) 3 その他()
4 着工予定年月日	年 月 日
5 事業完了 予定年月日	年 月 日

(添付書類)

- 1 審査機関を経由した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- 2 設置場所の案内図
- 3 住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書
- 4 その他、市長が必要と認める書類

様式第2号(第6条関係)

年 月 日

松浦市長 様

補助対象者 住所
氏名

変 更 承 認 申 請 書

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知を受けた浄化槽設置
整備事業補助金について、申請内容を下記のとおり変更したいので、承認願います。

記

- 1 補助金申請内容の変更
- 2 補助事業の中止
- 3 補助事業の廃止

(理由)

様式第1号 (第5条関係)

様式第2号 (第6条関係)